

案



---

(仮称) ジェンダー平等を推進するための  
の条例に盛り込むべき考え方について  
(答申)

---



令和 年 月

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

## はじめに

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会は、令和5年6月に品川区長から「ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に向けた基本的な考え方および条例に盛り込むべき考え方について」の諮問を受けました。

本検討委員会では、ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を目指し、新たな条例に盛り込むべき考え方についての議論を5回にわたり重ねてきました。

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。

これまでの品川区の取組みにより、男女共同参画は進展してきてはいるものの、今なお性別等による人権侵害や固定的な性別役割分担意識、それに基づく社会的な慣習が存在していることが、「品川区人権に関わる区民意識調査」の結果からも明らかになっています。

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関わりなく、すべての人が平等に権利、責任、機会を共有し、個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画できる機会が確保される社会を形成するためには、今こそ「ジェンダー平等の実現」が必要です。

以上のことを考慮し、品川区におけるジェンダー平等を実現するための指針となる新たな条例に盛り込むべき基本的な理念や推進体制について提言します。

品川区においては、新しい条例の制定と今後の施策の実施に際して、本提言の趣旨を十分に活かしていただけることを心からお願い申し上げます。

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

委員長 **川真田 嘉壽子**

## 「基本理念」について条例に盛り込むべき事項

区が目指す「ジェンダー平等が実現された社会」の姿は、以下のとおりです。

すべての人が、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにとらわれることなく、

- ◆多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
- ◆差別や暴力を受けることのない社会
- ◆自らの意思によって、社会のあらゆる分野に平等に参画できる社会
- ◆その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会

ジェンダー平等社会の実現に向けて、区が区民、教育関係者、事業者等と協力・連携して推進すべき基本理念について、下記の考え方を盛り込んでいくことが重要です。

### 《人権の尊重》

社会には、性別を理由とした差別やハラスメント、配偶者暴力等が存在しており、これらは明らかな人権侵害です。

性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、多様な個人として尊重され、排除されることなく、差別や暴力のない社会の形成には、人権侵害の根絶が不可欠です。

### 《ジェンダー平等と多様性》

すべての人が、自らの意志によって、社会のあらゆる分野に平等に参画でき、その個性と能力を十分発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会の形成には、以下の4つの視点が必要です。

#### 1. 多様な生き方の選択

社会の一部には、固定的な性別役割分担を求める傾向が強く残っており、社会制度や慣行に色濃く反映されています。

社会制度や慣行の影響により、結果として個人としての生き方を狭めることなく、多様な生き方を選択できることが重要です。

#### 2. あらゆる分野への参画機会の確保

すべての人が、社会のあらゆる分野において、その活動方針の立案や決定の過程に参画する機会を確保することが重要です。

### 3. 生活と仕事等の社会活動の調和（ワーク・ライフ・バランスの実現）

個人がその個性と能力とを發揮し、さまざまな活動に参画していくためには、すべての人が、性別等にかかわらず、家事、子の養育、家族の介護といった生活における活動と仕事や学び、地域活動等とが調和のとれた暮らしを送れるよう、社会として支援していくことが必要です。

### 4. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

女性は、妊娠・出産などライフサイクルを通じて健康上の問題に直面するため、生涯を通じて女性の健康を支援していく必要があります。男女ともに、女性の健康に関する知識・情報の取得・理解・活用の向上に努め、男性を含め広く社会全体の認識を高めていくことが重要です。

また、多様な家族のあり方があることから、性別等にかかわらず、豊かな生涯を送るための基本として「心とからだの健康」を支援していくことが重要です。

## 《女性のエンパワーメント》

男女雇用機会均等法が成立してから40年以上が経過しても、日本は他の先進国と比較して、女性活躍の面で遅れていることがジェンダー・ギャップ指標からも示されています。

私たちは、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、すべての人が多様な生き方を選択でき、平等に参画できる社会を目指しています。現状を踏まえ、女性が尊厳と誇りを持って自らの生活や人生を決める権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を最大限に發揮できるよう、女性のエンパワーメントを支援していく必要があります。

## 《性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性》

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月に成立しました。この法律の目的は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」とされています。性の多様性についての無知や誤解が差別や偏見につながることを防ぐよう、すべての人に対して意識啓発と理解を促していく必要があります。

また、かつて都内の大学院生が「アウティング」被害を受けた後に転落死した痛ましい事件に関して、東京高等裁判所はその控訴審判決において、「アウティング（本人の性のあり方を、本人の同意なく第三者に暴露してしまうこと。）」は「人格権の侵害」とであると認定しました。

このことから、性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害の禁止はもちろん、個人の性的指向やジェンダーアイデンティティに関して、公表を強制または禁止したり、本人の意に反して公にしたり（アウトティング）することを禁止していくことが大切です。

なお、この法律を巡っては、性自認に関する自己決定についての議論が巻き起こりました。性自認や性的指向は自己決定あるいは選択できるものではなく、性自認を詐称しての暴力や犯罪は絶対に許されるべきではありません。

## 《ジェンダー平等を推進する支える教育》

「知らないこと」は、差別や偏見を生む要因です。学校教育などあらゆる教育の場において、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに関係なく、尊重され、差別や暴力を受けることなく、また、自らの意思であらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる社会を形成していく意識を醸成することが必要です。

## 《複合的な視点》

上記以外にも、性差別に対して、人種、性的指向、国籍、障害などの要因が加わると、差別が悪化しやすいことが懸念されます。

国際社会または国内での先進的な取組みを研究し、複数の問題が組み合わさることで起こる複合的な差別や偏見について理解するための啓発や研修などの取組みが必要だと考えます。

## 「区・区民・教育関係者・事業者の役割」について条例に盛り込むべき事項

### 《区の役割》

区は、条例の基本理念を推進するため、ジェンダー平等の推進にかかる施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。

区は、区民、教育関係者、事業者、国、他の地方公共団体その他の関係機関と連携し、協力してジェンダー平等が実現するようリーダーシップを発揮していくことが必要です。

### 《区民の役割》

性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティに関係なく、尊重され、差別や暴力を受けることなく、また、自らの意思であらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できる社会を形成していくためには、区民一人ひとりがジェンダー平等について理解を深め、生活、職場、学校、地域等における活動において、その推進に努めることが必要です。

また、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策に協力するよう努めることが必要です。

### 《教育関係者の役割》

教育関係者がジェンダー平等の推進に関する教育の重要性を認識し、教育を行うよう努めることが必要です。

また、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策に協力するよう努めることが必要です。

### 《事業者の役割》

民間企業やその他の団体が、事業活動を行うにあたって、ジェンダー平等についての理解を深め、その推進に努めるとともに、すべての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう環境の整備に努めることが重要です。

また、区が実施するジェンダー平等の推進に関する施策に協力するよう努めることが必要です。

### 《全体として》

区、区民、教育関係者、事業者は、それぞれの活動がジェンダー平等の推進につながるよう、連携・協力していくことが重要です。

## 推進体制について

### 《推進会議の設置》

条例の基本理念に基づく推進計画の継続的な評価や実態・課題の把握のために、常設の区長の附属機関を置く必要があります。当該機関は条例を総合的に推進するとともに、課題ごとに柔軟かつきめ細やかな検討を行い、新たな施策を提案するなど、実効性を確保することが必要です。

### 《推進計画の策定》

区は、条例の基本理念のもと、区の関連施策・事業を計画に位置付け、区民、教育関係者、事業者等と協力して、区におけるジェンダー平等を推進していくことが必要です。

### 《苦情・相談への対応》

ジェンダー平等の推進において、区は、セクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント、アウトティングなどの人権侵害に対する解決を図るために、区民からの苦情・相談を受け付ける体制を整える必要があります。

区は、区民からの苦情・相談を「区民が直面している苦しい（辛い）事情」として捉え、区民に寄り添った対応を行うことが重要です。

### 《変化への対応》

区を取り巻く環境や社会的な状況は絶えず変化し続けております。社会の変化に伴う人権課題や人々の意識の変化を的確に把握し、それに対応するために将来的に条例の内容を見直すことが重要です。

・環境を目指す、世界共通の  
であり、内閣府の資料によれ  
「ジェンダー平等」とは「性別に関わ  
責任や権利や機会を分かちあ  
物事を一緒に決めてゆくこ  
います。（『みんなで目指す！  
平等』より引用。）

ジェンダー・ギャップ指数は  
国と前年よりさらに後退し、  
、附属機関等における女性委  
%（令和5年4月1日現在）  
女共同参画のための品川区行  
値である40%に達していません。  
人権に関する意識調査（令和  
送数2,000件、うち有効回答数  
性的マイノリティをカミング  
場合変わらずに接することに  
きない」4.7%、「わからな  
の回答があり、理解促進のた  
必要性が伺えます。

すでに23区中18区が男女共同  
性の多様性に関する条例を制  
そのような状況において、  
平等の実現」に向け、区とし  
人が性別等にかかわらず、  
しく生きられる社会の形成が  
ると感じています。

ジェンダー平等を推進するため  
下にまとめ、これらの考え方  
ンダー平等を推進するための  
制定したいと考えています。

- 多様な個人として尊重され、排除されることのない社会
- 差別や暴力を受けることのない社会
- 自らの意志によって、社会のあらゆる分野に平等に参画できる社会
- その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会

## 2. 基本理念

### ① 人権侵害の根絶

- ⇒ 性別等を理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵害が根絶されること。  
※ 性別等とは、性別（生まれた時に割り当てられた性をいう。）、性的指向およびジェンダーアイデンティティをいう。  
※ 配偶者暴力等とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、パートナー、交際相手である者または精神的、社会的、経済的または性的な暴力をいう。

### ② 多様な生き方の選択

- ⇒ すべての人が、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく個性と能力を発揮し、自らの意志と責任において多様な生き方を選択できること。

### ③ 平等な参画機会の確保

- ⇒ すべての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野の活動において決定に平等に参画する機会が確保されること。

### ④ 生活と仕事、学び、地域活動の調和

- ⇒ すべての人が、家事、子の養育、家族の介護その他の生活における活動および職場、学校における活動の調和のとれた暮らしを営むことができること。

### ⑤ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重

- ⇒ すべての人が、妊娠、出産等のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を認め合い、生涯にわたり健康で自分らしい生き方を選択できること。

### ⑥ ジェンダー平等を推進する社会を支える教育

- ⇒ 学校教育、社会教育その他の教育の場において、ジェンダー平等を推進する社会を支える人材の育成およびメディア・リテラシーの育成に向けた取組みが行われること。  
※ メディア・リテラシーとは、多様なメディアが伝える様々な情報を無批判に受け止めるのではなく、主体的に読み解き、取捨選択したうえで適切に発信すること等をいう。

### ⑦ 女性のエンパワーメント

- ⇒ 女性（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく女性をいう。以下同じ。）が専ら女性として、もって自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、個性と能力を十分に発揮できること。  
※ エンパワーメントとは、「その人が本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、または個人として、もしくは社会集団としてあらゆる分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること」をいう。



画的に実施する。  
教育関係者、事業者等、国、他の地方公共団体その他の  
と連携し、協力してジェンダー平等を推進する。

## 教育関係者、事業者等の責務

は「品川区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で  
の他区内で活動する者」をいう。

者とは、区内において「学校教育、社会教育その他の教  
育個人、法人その他の団体」をいう。

とは「営利または非営利にかかわらず、区内で事業活動  
人、法人その他団体」をいう。

ジェンダー平等について理解を深め、生活、職場、  
域等の活動において、その推進に努める。

者は、ジェンダー平等の推進に係る教育の重要性を認識  
を行うよう努める。

は、ジェンダー平等について理解を深め、事業活動を行  
その推進に努めるとともに、すべての人が生活および職  
業、地域等における活動の調和の取れた生活を営むことが  
できる環境の整備に努める。

教育関係者、事業者等は、区が実施するジェンダー平等  
に係る施策に協力するよう努める。

頁

理由とした差別、配偶者暴力等、ハラスメントなどの人権侵

害的指向やジェンダーアイデンティティに関して、公表を強制  
すること、もしくは本人の意に反して公にすること（アウ  
ト）の禁止

- 推進会議は、区長の諮問に応じ、推進計画の策定、評価、  
推進計画に関する重要事項について調査審議し、答申を行う。
- 推進会議は15人以内の委員をもって組織する。

## 7. 推進計画の策定

- 区は、基本理念を実現するための推進計画を策定し、これ  
に基づきジェンダー平等を総合的かつ計画的に推進していく。
- 区の政策に多様な意見を反映するため、区の附属機関等に  
男女（性別またはジェンダーアイデンティティに基づく男  
性・女性）の構成について、推進計画に数値目標を定め、積極的改善措  
施等により、委員の男女構成の均衡を図る。

※ 「男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）」では、区が設置する附属機関  
の割合について、令和5年度までに「40%」を目標としている。（令和5年4月1日

- 推進計画は、推進会議の意見を聞いて策定する。
- 推進計画を策定または変更したときは、速やかに公表する。

## 8. 苦情・相談の申出・対応

- 区民等、教育関係者および事業者等は、区長に対し、区が  
ジェンダー平等の推進に関する施策について苦情および相談の  
申し出ができる。
- 区長は、苦情・相談の申出に対応するにあたっては、当該  
申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切  
に対応する。
- 区長は、苦情・相談の申出について、必要に応じて有識者  
の意見を聴くことができる。

※ 苦情・相談の対応にあたっては、専門的見地から話を聞く必要がある場合も想定さ  
れる。相談の内容に応じて、学識経験者や弁護士などから意見を聴く。

品総啓発第1号  
令和5年6月21日

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会  
委員長 川真田 嘉壽子 様

品川区長 森 澤 恭 子

## 諮 問 文

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

### 1. 諮問事項

ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に向けた基本的な考え方および条例に盛り込むべき考え方について

### 2. 諮問理由

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。

区では、男女共同参画社会の実現を図るため、昭和56年（1981年）に「婦人問題解決と婦人の社会的地位向上のための品川区行動計画」を策定して以来、時代に即したさまざまな施策を推進してきました。

これまでの取組みにより、男女共同参画は前進してきているものの、今なお、性別に起因する人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が存在するなど、多くの課題が残されています。

そのような中で、私たちは今、SDGsの目標の一つである「ジェンダー平等の実現」にあたり、すべての人が、社会的・文化的に形成された性別ならびに性自認、性的指向および性表現にかかわらず、等しく権利、責任、機会を分かち合うとともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮して、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されている社会を形成していくことが求められています。

そのため、区では、「ジェンダー平等」の視点に基づき施策を推進するために、新しい条例を制定して、区としての姿勢や考え方を明確にし、今後の取組みの指針としたいと考えています。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等や性の多様性の尊重を推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現に向けた基本的な考え方および条例に盛り込むべき考え方について、貴委員会の意見を求めるものです。

### 3. 答申を希望する時期

令和5年12月

## 品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会設置要綱

令和5年5月1日区長決定 要綱第105号

(設置)

第1条 「(仮称)品川区ジェンダー平等の推進に関する条例」の検討に関する事項を審議するため、品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、「(仮称)品川区ジェンダー平等の推進に関する条例」に関する事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、原則として委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

(1)学識経験者

(2)区内関係団体を代表する者

(3)公募区民

(4)その他区長が認める者

2 委員を選任する場合は、性別等の比率に偏りが生じないように配慮するなど多様な委員構成となるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、区長が委嘱した日から区長の諮問に係る答申の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。この場合において、テレビ電話装置等を活用して会議に出席した者は、会議に出席したものとみなす。

5 委員がテレビ電話装置等を活用して会議に参加した場合において、当該委員が使用するテレビ電話装置等が、音声の送信または受信ができなくなったときは、当該委員は、音声の送信または受信ができなくなった時刻から退席したものとみなす。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年6月1日から適用する。

2 この要綱は、第2条に基づく区長の諮問事項に係る答申があった日にその効力を失う。

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会 委員名簿

		氏名	団体等	備考
1	公募区民 (五十音順)	前田 実咲		
2		村田 丈一		
3	関係団体からの 推薦によるの	松尾 和英	東京人権擁護委員協議会品川区人権擁護委員会委員長	
4		橋本 久美子	東京商工会議所品川支部副会長	
5		中嶋 英雄	品川区立学校校長 (台場小学校校長)	
6	学識経験者 (五十音順)	大槻 奈巳	聖心女子大学現代教養学部教授	
7		川眞田 嘉壽子	立正大学法学部教授	委員長
8		谷生 俊美	放送局勤務	
9		寺崎 京	りべる総合法律事務所 弁護士	副委員長
10		松中 権	認定NPO法人グッド・エイジング・エールズ代表	

○事務局

	役職	氏名
1	総務部長	堀越 明 (事務局長)
2	人権啓発課長	加島 美弥子
3	商業・ものづくり課長	小林 徹
4	教育総合支援センター長	丸谷 大輔
5	人権啓発課男女共同参画担当	(庶務)

## 開催経緯

第1回	令和5年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状伝達</li> <li>・検討事項の諮問</li> <li>・委員紹介</li> <li>・検討委員会の開催予定</li> <li>・区の現状について</li> <li>・「条例に盛り込むべき考え方」について（たたき台）</li> </ul>
第2回	令和5年7月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等を推進するための基本的な考え方について（たたき台）</li> <li>～ 基本理念、各主体の役割、取組・推進体制等について ～</li> </ul>
第3回	令和5年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民意見公募手続き（パブリックコメント）について</li> </ul>
第4回	令和5年12月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民意見公募手続き（パブリックコメント）の結果報告について</li> <li>・答申（案）について</li> </ul>
第5回	令和5年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申</li> </ul>

品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会の資料、会議録については、品川区ホームページにて公開していますので、ご覧ください。

品川区ホームページ／区政情報／人権・平和・男女共同参画／男女共同参画／品川区ジェンダー平等の推進に関する検討委員会

URL

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/2023/index.html>